

Continue
in Sendai
仙台に住み続ける

仙台市若年・子育て世帯住み替え支援 申請の手引き (令和7年度版)

私たちを支えてくれる
仙台に決めました

住み替え支援に関する
『仙台市HP』はこちら↓



基礎額
20万円

初年度支援



親との近居等
又は多子
5万円

次年度以降も継続的に支援

アンケートにご協力頂いた方に

交通費支援 または お米を配達

1年目

最長3年

令和7年度
募集期間

第1回：令和7年 6月2日(月)～令和7年 8月29日(金)
第2回：令和7年10月1日(水)～令和7年12月22日(月)

お問い合わせ

仙台市 都市整備局 住宅政策課 企画係

TEL 022-214-8330

仙台市
SENDAI CITY

1 事業の目的

本事業は若い世代の本市への定着、既存住宅の流通促進、地域のコミュニティの維持を図るため、若年世帯又は子育て世帯の子育てしやすい良好な戸建て住宅への住み替えを支援していくものとなります。

若年世帯：令和7年4月1日時点で39歳以下の、夫婦又はパートナーシップ関係にある世帯
子育て世帯：令和7年4月1日時点で小学生以下のこども（出産予定の子を含む）がいる世帯

2 助成の内容

初年度支援

1年目

最大
25万円

子育て世帯等住宅取得支援
(初年度支援)

基本額
20 万円

+

親との同居
又は近居※加算



5 万円

多子※加算



5 万円

次年度以降の継続支援

2年目～
4年目

3年間
毎年

子育て世帯等居住支援（継続支援）

※下記のいずれかを選択（3年間同じものとなります）
※毎年、仙台市のアンケートに回答する必要があります。

交通費支援



icscaポイントの付与

※1万円相当/年
(事務経費分を除いて付与)

又は

お米の配送



※1年に2回ご自宅へ配送
※送料・事務経費込1万円相当/年

※親との近居とは



申請者・配偶者の親世帯

仙台市内に居住

〔申請者の住み替えに併せて
仙台市へ転居する場合を含む〕



申請者

助成対象となる
要件を満たすこと

※多子とは



多子世帯（申請者）

17歳以下のこども
(出産予定の子を含む)
が3人以上いる世帯

3

手続きの流れ（住宅取得から初年度支援まで）

※【フラット35】地域連携型を利用する場合は、
住み替え前のローン契約時の手続きが必要になります（→P8及びP14参照）

STEP1 対象となる市内の戸建て住宅を取得・登記・引越

若年・子育て世帯が、対象となる住宅・宅地（→P4～P5）を自ら支払い取得し、登記し、対象住宅へ引越します



STEP2 転入届・転居届の提出

転入届又は転居届を各区役所に提出し、住み替え後の住民票が取得できるようにしてください。



STEP3 助成対象要件の確認

ホームページのリンクより「手続きガイド」にアクセスし、助成対象の要件（→P4～P5）に該当することを確認してください。

ホームページはこちら



STEP4 申し込み

ホームページのリンクより「せんだいオンライン申請サービス」にアクセスし、必要事項を入力して申し込んでください。

ホームページはこちら



※「せんだいオンライン申請サービス」で申請の際は、世帯主名で申請してください。
連絡先は、世帯主以外でも構いません（例：世帯主の配偶者）



仙台市より、メールで『申請様式』をお送りします。

※メールは、各回の募集期間終了後にお送りします。

仙台市からのメール(@city.sendai.jp)が受け取れるようにしておいてください。

※各回の予算を超える応募があった場合は抽選を行い、申請対象者を決定します。

その際は、抽選の結果申請対象者となった方へのみ『申請様式』をお送りします。



(次のページにつづく)

STEP5

申請書類の提出

『申請様式』に必要事項を記入して、添付書類(→P6~P7)と一緒に、仙台市役所(→P15)へ郵送ください。

※お送りするメールでお知らせする期限までに提出してください。

仙台市より「交付決定通知」を郵送します。

※書類の審査を行いますので、申請書類を提出いただいたから1ヶ月程度要します。

なお、申請状況により期間は前後する場合があります。

※不足書類などがある場合は、確認のため、仙台市よりご連絡いたします。

※要件に該当しないことが分かった場合は、助成金の交付が受けられません。

STEP6

アンケート回答（助成金の請求）

「せんだいオンライン申請サービス」でアンケートにご回答ください。

※回答フォームや回答期限などのお知らせは、「交付決定通知」に同封してお送りします。

※アンケート回答に合わせて助成金の振込口座を指定してください。

手続き完了

ご指定の銀行口座にお振込みします。

※振込日のご連絡は行いません。ご請求から1ヶ月程度でお振込みいたします。

4

手続きの流れ（次年度以降の継続支援）

仙台市より、メールでアンケートのご案内をお送りします。

※7月ころ、交付決定時に登録いただいたメールアドレスあてにお送りする予定です。

※電話番号やメールアドレスに変更があった際には、仙台市住宅政策課(022-214-8330)までご連絡ください。

STEP1

アンケート回答

メールでご案内する子育て等のアンケートにご回答ください。

※世帯等に変更があった場合は、別途「異動報告書」を提出してください。

手続き完了

icscaポイントの付与またはお米を配達します。

※icscaポイントはチャージしたうえでご利用ください。

※icscaポイントの付与、お米の配達は10月頃となる予定です。

5 助成対象となる世帯の要件

助成を受けるためには、下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

助成対象となる世帯の要件	
<input type="checkbox"/>	以下のいずれかの世帯（以下「 子育て世帯等 」という）であること 若年世帯 ：令和7年4月1日時点で39歳以下の、夫婦又はパートナーシップ関係にある世帯 子育て世帯 ：令和7年4月1日時点で小学生以下のこども（出産予定の子を含む）がいる世帯 →P13 Q&A参照
<input type="checkbox"/>	子育て世帯等 が、住宅取得した際に要した経費を負担していること (住宅と宅地の両方を子育て世帯等が費用負担している必要があります。なお、親が一部負担している場合も対象となります) →P14 Q&A参照
<input type="checkbox"/>	生活保護等を受給していない世帯であること (住宅扶助・生活困窮者住宅確保給付金を受給していないこと)
<input type="checkbox"/>	世帯員全員に仙台市の市税の滞納がないこと
<input type="checkbox"/>	暴力団員又は暴力団と密接な関係を有するものではない世帯であること
<input type="checkbox"/>	過去に本制度の助成を受けていない世帯であること
<input type="checkbox"/>	本市の他の公的制度による移住や住み替えに係る助成金を受けていないこと (移住支援金、せんだい健幸省エネ住宅補助金(新築向け)、結婚新生活支援事業) →P14 Q&A参照
<input type="checkbox"/>	国や県などの公的制度による補助金を受けていないこと (こどもみらい住宅支援事業、こどもエコすまい支援事業、子育てエコホーム支援事業など) →P14 Q&A参照

6 助成対象となる住宅の要件

取得した住宅が、下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

助成対象となる建物の要件	
<input type="checkbox"/>	子育て世帯等 が自ら居住する一戸建て住宅であること
<input type="checkbox"/>	検査済証 の交付を受けているもの →P13用語解説参照
<input type="checkbox"/>	二世帯住宅や、店舗、事務所などと一体となっている住宅の場合、申請者の居住部分の床面積が、全体の床面積の2分の1以上であること →P14Q&A参照
<input type="checkbox"/>	取得した住宅の売買契約の締結日又は工事請負契約の締結日が <u>令和6年4月1日以降</u> であること
<input type="checkbox"/>	前所有者が申請者の三親等内の血族及び姻族並びに配偶者ではないこと →P13用語解説参照
<input type="checkbox"/>	中古住宅 については、次に掲げる要件の <u>いずれか</u> に適合するものであること 1. 建築確認日が昭和56年6月1日以降の住宅であること 2. 1に該当しない場合は、耐震改修工事を実施している又は耐震診断を受けて耐震性能があることが確認されている住宅であること →P13用語解説参照

7

助成対象となる宅地の要件

取得した宅地が、下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

助成対象となる宅地の要件	
<input type="checkbox"/>	都心商業地域内又は拠点商業地域内ではないこと →P9～P11参照
<input type="checkbox"/>	宅地の全てが仙台市立地適正化計画における居住誘導区域内であること ※市街化調整区域や土砂災害警戒区域等は、居住誘導区域に含まれません。
<input type="checkbox"/>	新規開発団地等の区域内でないこと →P12参照
<input type="checkbox"/>	前所有者が申請者の三親等内の血族及び姻族並びに配偶者ではないこと →P13Q&A参照

<助成対象となる宅地の要件の調べ方>

[仙台市都市計画情報インターネット提供サービス](#)

検索
ここからもアクセス！


「都市計画情報」を選択 ⇨ 「同意する」を選択 ⇨ 住所検索または地図をクリック

都市計画情報

マップ切替
検索

入力例:仙台市青葉区①町3丁目7-1

検索

詳細情報

閉じる

選択地点の詳細情報が表示されます。

都市計画決定の内容

用途地域（建ぺい率／容積率）

立地適正化計画（居住誘導区域）

立地適正化計画（都市機能誘導区域）

① 住所を選択又は入力して検索し、表示された地図上で宅地をクリックで選択する。

② 「用途地域」を確認する。
 「商業地域」の場合は、**都心商業地域、拠点商業地域ではない**ことを確認する。→P9-11参照

③ 「立地適正化計画（居住誘導区域）」の**「居住誘導区域」である**ことを確認する。

④ **新規開発団地等ではない**ことを確認する。→P12参照

8

親との同居又は近居の要件、多子世帯の要件

加算の要件		
<input type="checkbox"/>	同居・近居の要件	申請者または申請者の配偶者等の親世帯が、仙台市内に居住していること（子世帯の住み替えに併せて仙台市への転居を含む）
<input type="checkbox"/>	多子世帯の要件	令和7年4月1日時点で、17歳以下のこども（出産予定の子を含む）が3人以上いる世帯

助成金の交付申請に提出する書類（申請様式と添付書類）

- 申請する前に、次の申請書類がそろっているかご確認ください。
- 申請者は、世帯主として下さい。

【必ず提出する書類】

1	助成金交付申請書兼実績報告書 （助成金要綱様式第1号）	【原本】 押印が必要です ※両面印刷してください	申込みの後に 送付される メールからダ ウンロードし てください	
2	子育て世帯等居住支援申請書 （実施要綱様式第1号）	【原本】 押印が必要です ※継続支援を希望する方のみ		
3	誓約書 （実施要綱様式第4号）	【原本】 自筆署名が必要です		
4	取得した住宅の登記記録の全部事項証明書 ※全部事項証明書は、法務局に申請し取得することができます。			
5	取得した宅地の登記記録の全部事項証明書 ※全部事項証明書は、法務局に申請し取得することができます。			
6	取得した住宅の工事請負契約書又は売買契約書 ※令和6年4月1日以降に契約したもの 【必要なページ】所在地、契約日、工事金額または売買金額が分かるページ、売主及び買主の記載及び押印がされているページ			
7	取得した宅地に関する売買契約書 【必要なページ】所在地、契約日、売買金額が分かるページ、売主及び買主の記載及び押印がされているページ			
8	No.6、No.7の契約書に基づくそれぞれの支払いが確認できる書類 ※子育て世帯等が契約に係る費用を支払ったことが分かる領収書や金融機関への振込依頼書等			
9	取得した住宅の検査済証又は建築確認台帳記載事項証明書 ※建築確認台帳記載事項証明書（→P13参照）は、取得した住宅が存在する区の街並み形成課に申請し取得することができます（1通300円）			
10	取得した宅地の位置が分かる付近見取り図			
11	世帯主の身分証明書（以下の①～③のうちいずれか1つ） ① 運転免許証（表面及び裏面） ② マイナンバーカード（表面のみ） ※個人番号（マイナンバー）は不要です。 ③ 資格確認書（表面及び裏面） ※保険者番号・被保険者等記号・番号を必ずマスキング（黒塗り）してください。 ※二次元コードがある場合は、二次元コードもマスキングしてください。			
12	世帯員全員の住民票の写し （続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30日以内に交付を受けたもの） ※助成金交付申請書兼実績報告書（No.1の書類）及び子育て世帯等居住支援申請書（No.2の書類）の同意事項①、②に同意いただける場合は提出不要です。 ※親世帯が同居する場合は親世帯を含みます。			
13	世帯員全員の本市の市税の滞納がないことの証明書 （課税の有無に関係なく必要です。30日以内に交付を受けたもの） ※助成金交付申請書兼実績報告書（No.1の書類）及び子育て世带等居住支援申請書（No.2の書類）の同意事項①、②に同意いただける場合は提出不要です。 ※親世帯が同居する場合は親世帯を含みます。			

(次のページにつづく)

【該当する場合のみ提出する書類】

○申請日時点で出生予定の子がいる場合

14	出産予定の子の母子健康手帳 ※申請日時点で出生予定の子及び申請日以前に生まれた子で、出生届の情報が住民票に反映されていない場合に提出が必要です。 【必要なページ】表紙（交付日を確認します）及び子の保護者欄 (仙台市交付の母子手帳の場合、1ページ目)	【コピー】
----	--	--------------

○パートナーシップ関係にある世帯の場合

15	仙台市パートナーシップ宣誓書受領証の写し (両面の写しをとり、表面の氏名と裏面の特記事項が確認できるようにしてください)	【コピー】
----	--	--------------

○親世帯との同居又は近居加算を受ける場合

16	子育て世帯等の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） (続柄の記載あり、30日以内に交付を受けたもの) ※交付申請書兼実績報告書（No.1の書類）の同意事項⑤に同意いただける場合は提出不要です。	【原本】
17	親世帯の住民票の写し (続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30日以内に交付を受けたもの) ※交付申請書兼実績報告書（No.1の書類）の同意事項①及び②に、 親世帯の世帯員全員に同意いただける場合は提出不要です。	【原本】

○継続支援で、icscaポイントの付与を希望する場合

18	ポイントの付与を希望するicsca（記名式）の写し (両面の写しをとり、表面の記名と裏面の番号が確認できるようにしてください) ※子育て世帯等の構成員のうち、1名の記名を行ったもの	【コピー】
----	---	--------------

○二世帯住宅や、店舗、事務所などと一緒にしている住宅の場合

19	建築確認概要書など用途構成や面積が分かる書類及び図面	【コピー】
----	-----------------------------------	--------------

○取得した住宅の建築確認日が昭和56年5月31日以前である場合

20	耐震性能を確認できる書類	【コピー】
----	---------------------	--------------

10 住宅ローン【フラット35】地域連携型を利用する方

本助成制度の対象となる方が、一戸建て持ち家を取得する際に住宅ローン【フラット35】地域連携型を利用する場合、借入金利の引下げ（当初5年間▲0.5%）を受けることができます。

【フラット35】地域連携型を利用するためには、借入の契約前に、仙台市が発行する利用対象証明書の交付を受ける必要があります。→P14 Q&A参照

詳しくは、下記HP又はお客さまコールセンターへお問い合わせください

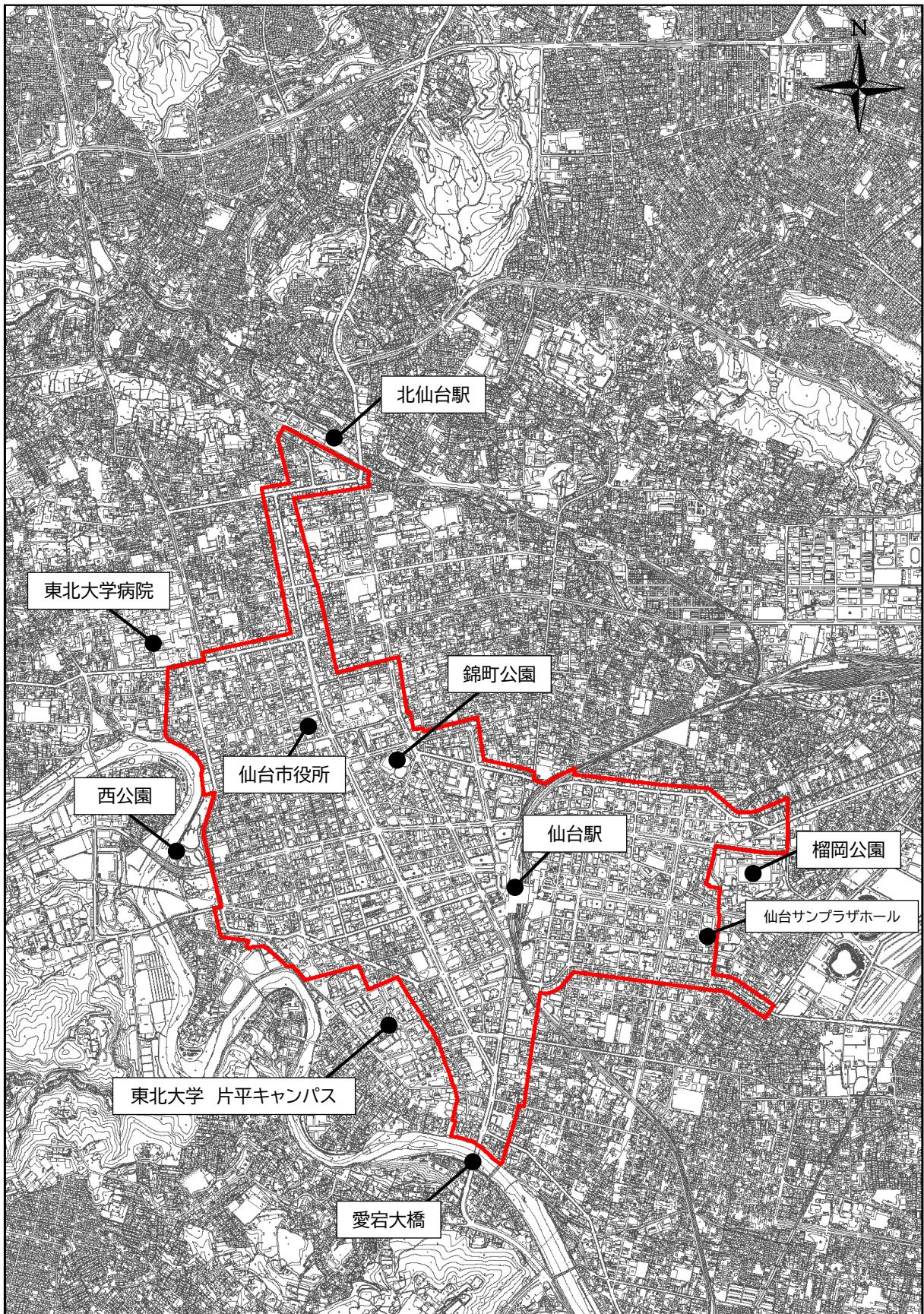
【フラット35】地域連携型の詳細について
ホームページ（www.flat35.com）
お客さまコールセンター（0120-0860-35/祝日・年末年始以外 9:00～17:00）

＜申請の流れ＞

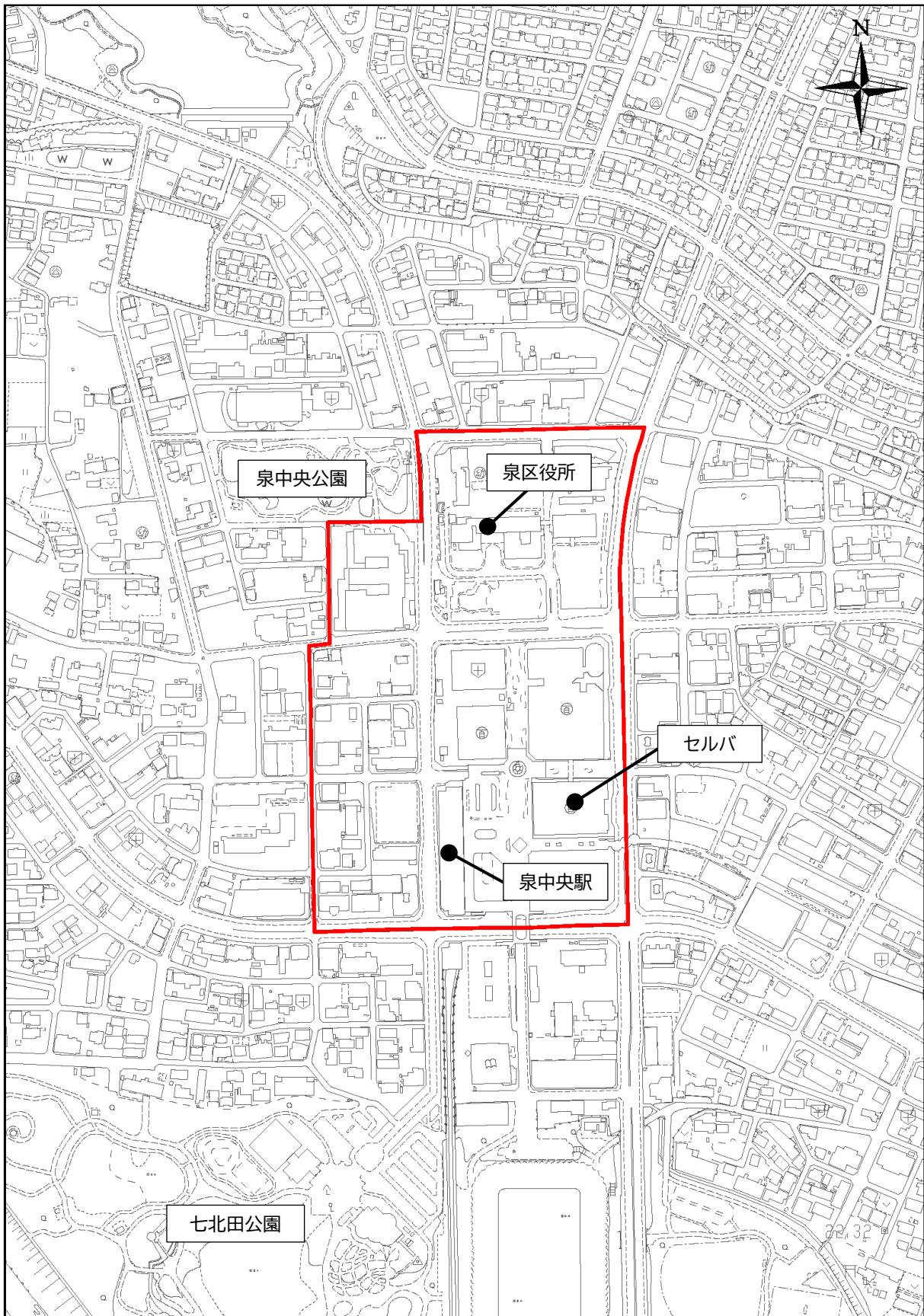
- 1 本助成制度の要件（→P4～P5参照）を満たしているか確認した上で、下記の必要書類を仙台市にご提出ください。
(申請に不備等がなければ、受付後1週間程度で【フラット35】地域連携型利用対象証明書を発行します。)
 - 2 仙台市より発行された証明書を持参し、取扱金融機関にて、融資の手続きを行ってください。
 - 3 対象住宅へ住み替え後、本助成制度の申込みを行ってください。
- ※ 【フラット35】地域連携型の利用対象証明書の発行により、本助成金の交付を決定するものではありませんのでご注意ください。
- ※ 証明書の発行数が上限に達した場合は受付を終了します。

必要書類	
<input type="checkbox"/>	【フラット35】地域連携型利用申請書 【原本】 ※仙台市のホームページよりダウンロードしてください。
<input type="checkbox"/>	【フラット35】地域連携型に関する誓約書及び承諾書 【原本】 ※仙台市のホームページよりダウンロードしてください。
<input type="checkbox"/>	仙台市要件等確認チェックシート 【原本】 ※仙台市のホームページよりダウンロードしてください。
<input type="checkbox"/>	補助対象であることを証明する資料（補助申請書類1～11） 提出できない書類がある場合は仙台市住宅政策課にご相談ください。なお、【フラット35】地域連携型を利用される場合、P3 STEP5で申請書類を提出する際、一部書類については、記載内容に変更がない場合に限り、省略することができます。

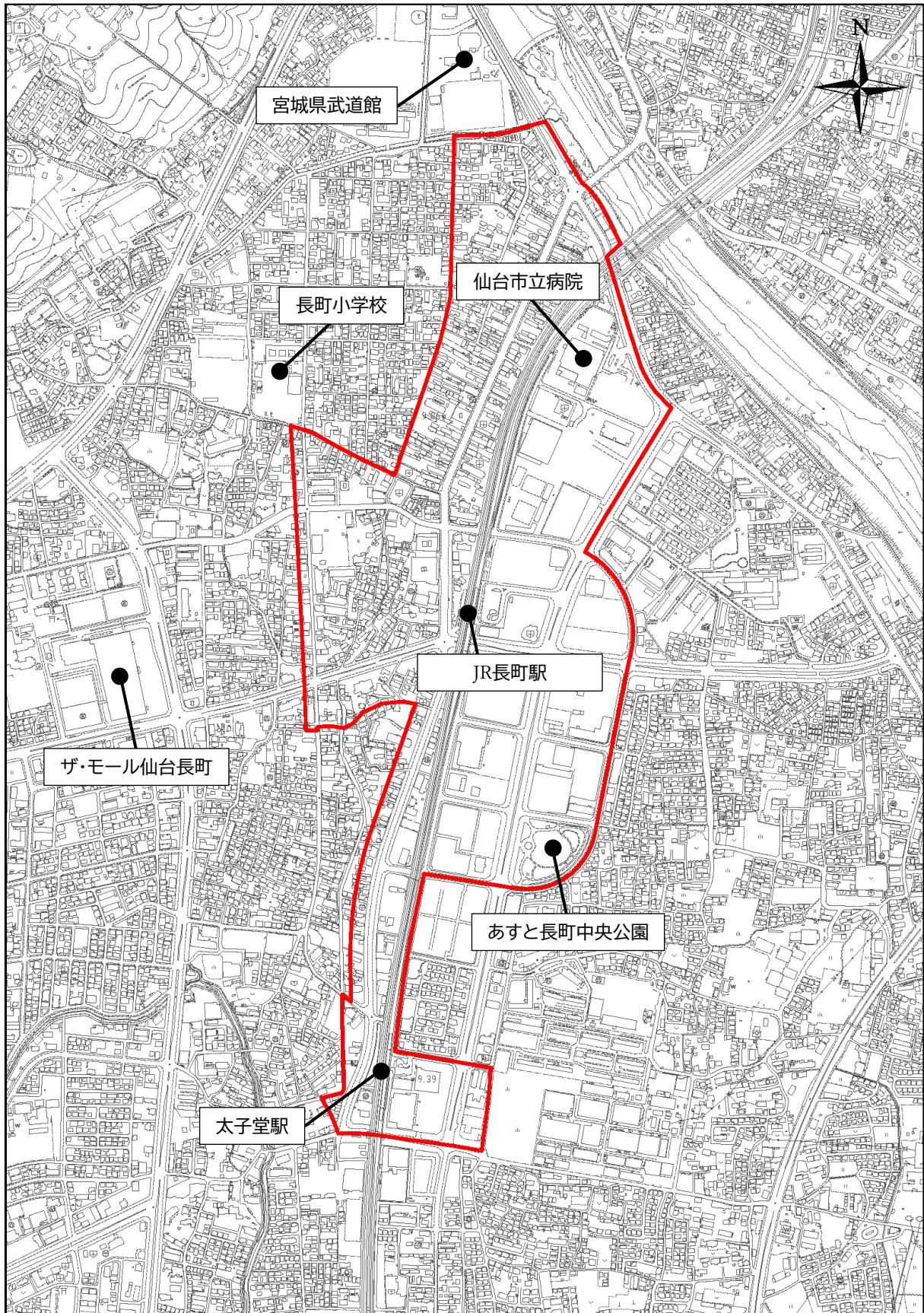
①都心商業地域

※線で囲まれたエリアは対象となりません

②拠点商業地域（泉中央）※線で囲まれたエリアは対象となりません



③拠点商業地域（長町）※線で囲まれたエリアは対象となりません



助成対象とならない新規開発団地等

※ “場所（町丁目）”に記載のある町丁目の一部が助成対象外となる場合があります。
詳細は住宅政策課（022-214-8330）までお問い合わせ下さい。

令和7年4月時点

区	場所(町丁目)
青葉区	中山6丁目, 下愛子字觀音堂, 下愛子字葉前場, 錦ヶ丘1丁目, 錦ヶ丘4丁目, 錦ヶ丘5丁目, 錦ヶ丘9丁目
宮城野区	岩切1丁目, 岩切字一本杉北, 岩切字羽黒前, 田子西1丁目, 田子西2丁目, 燕沢字北田
若林区	荒井1丁目, 荒井3丁目, 荒井6丁目, 荒井7丁目, 荒井8丁目, 荒井東1丁目, 荒井東2丁目, 荒井南, かすみ町, 蒲町, 長喜城字山神, なないろの里1丁目, なないろの里2丁目, なないろの里3丁目, 六丁目字赤沼角, 六丁目字南, 六丁の目元町
太白区	大野田4丁目, 大野田5丁目, 鈎取3丁目, 鈎取字御堂平, 富沢4丁目, 富沢西1丁目, 富沢西2丁目, 富沢西3丁目, 富沢西4丁目, 富沢西5丁目, 御堂平, 茂庭1丁目, 茂庭2丁目, 茂庭字中ノ瀬中, 八木山南2丁目, 八木山南6丁目, 山田本町
泉区	朝日1丁目, 朝日2丁目, 根白石字針生山, 本田町, 紫山1丁目

用語解説

検査済証：	建築基準法に定められたもので、完成した建物が「建築物及びその敷地が建築基準関連規定に適合していること」を証明する文書。建物の完成後に行われる完了検査を受け、適合している場合に発行されます。 ※検査済証が発行されていない住宅は、本支援制度の対象外となります。
建築確認日：	建築基準法に基づき、行政庁の建築主事又は民間企業の指定確認検査機関が「建築物及びその敷地が建築基準関連規定に適合していること」を工事着手前に審査し、適合している場合に、建築確認済証が発行され、建築確認日はその日付。
建築確認台帳 記載事項証明書：	建築確認台帳に記載されている建築確認済証や検査済証の交付年月日を証明する書類。 ※検査済証の交付年月日の記載がない住宅は、本支援制度の対象外となります。
三親等内の 血族及び姻族：	<p>①申請者本人の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母、こどもとその配偶者(一親等) ・祖父母、兄弟姉妹とその配偶者、孫とその配偶者(二親等) ・曾祖父母、おじ・おば・おい・めいとその配偶者、ひ孫とその配偶者(三親等) <p>②申請者本人の配偶者の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母、こどもとその配偶者(一親等) ・祖父母、兄弟姉妹、孫とその配偶者(二親等) ・曾祖父母、おじ・おば・おい・めい、ひ孫とその配偶者(三親等) <p>〈参考〉</p> <pre> graph TD CG[曾祖父母] --- SG[祖父母] SG --- P[父母] P --- BB[兄弟姉妹] P --- SP[配偶者] BB --- OG[おじ・おば] BB --- OM[おい・めい] SP --- Z[子] Z --- S[孫] S --- HG[ひ孫] SP --- OG2[配偶者] SP --- OM2[配偶者] SP --- OG3[配偶者] SP --- OM3[配偶者] </pre> <p>は血族 は姻族</p>

Q & A



①助成対象世帯について

Q1:	子育て世帯の要件である、小学生以下のこどもがいるとはどのような世帯ですか。
A1:	申請年度において小学6年生以下のこどもがいる世帯、または、申請日時点において出産予定のこどもの母子手帳を取得している世帯です。なお、住み替え時の年度に小学6年生でも、申請年度に中学1年生となる場合は対象となりません。
Q2:	若年世帯の要件である、夫婦又はパートナーシップ関係にあるとはどのような関係にある人をいいますか。
A2:	申請日時点において、夫婦は民法上の婚姻関係にある人、パートナーシップ関係にあるとは仙台市パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けている人をいいます。

Q3:	先に土地を購入しており、申請年度に住宅を取得した場合対象となりますか。
A3:	対象となります。宅地の取得時期の要件はありませんが、取得した住宅の工事請負契約の締結日が令和6年4月1日以降である必要があります。 なお、宅地及び住宅の前所有者については要件があります。➡P4～P5参照
Q4:	子育て世帯等が、住宅取得した際に要した経費を負担しているとはどのような状況ですか
A4:	住宅と宅地の両方を子育て世帯等が費用負担している必要があります。 親が一部負担している場合でも、住宅と宅地の両方の費用を子育て世帯等が負担していれば対象となります。例えば、以下のような場合は対象となりません。 <ul style="list-style-type: none"> ・親から相続した宅地に、子育て世帯等が住宅を建設する場合 ・親など親族の所有する宅地に、子育て世帯等が住宅を建設する場合 ・親が購入した宅地に、子育て世帯等が住宅を建設する場合 ・第3者からの借地に、子育て世帯等が住宅を建設する場合
Q5:	本制度と併用できない本市の補助金は、どのような支援がありますか。 また、本制度と併用できる本市の補助金はありますか。
A5:	<p>○併用できない補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住支援金(担当課:商業・雇用支援課) ・せんだい健幸省エネ住宅補助金(新築向け)(担当課:脱炭素政策課) ・結婚新生活支援事業(担当課:若者支援課) <p>○併用できる補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せんだい健幸省エネ住宅補助金(改修向け)(担当課:脱炭素政策課) ・熱利用システム導入支援補助金(担当課:脱炭素政策課) ・仙台市木材利用促進支援補助金(担当課:農林企画課) ・仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金交付事業(担当課:各区街並み形成課) ※令和7年5月1日時点の内容です。 ※支援要件や受付期間がありますので、詳細は担当課へお問合せ下さい。 ※本事業は国費を一部使用しています。 <u>国や県などの他の補助金の規定で併用不可となっている場合がありますので、それぞれの補助金の問い合わせ窓口などにご確認下さい(「こどもみらい住宅支援事業」、「こどもエコすまい支援事業」、「子育てエコホーム支援事業」、「子育てグリーン住宅支援事業」については同事業の規定により併用不可であることを事務局に確認しております)。</u>

②助成対象住宅について

Q6:	店舗や事務所などと一緒にしている住宅の場合、対象となりますか。
A6:	店舗や事務所以外で、申請者の居住部分の床面積が、全体の床面積の2分の1以上であれば対象となります。 建築確認概要書など各用途の構成や面積が分かる書類及び図面のコピーを提出ください。

③「フラット35」地域連携型について

Q7:	住宅ローン【フラット35】地域連携型を利用し、金利優遇措置を受ける場合、利用対象証明書の申請タイミングはいつになりますか。
A7:	【フラット35】地域連携型の利用対象証明書は、借り入れの契約時までに取扱金融機関へ提出する必要があります。 そのため、本助成金の申請前に利用対象証明書を取得していただくことになります。その際、本助成制度の交付対象になるかを確認するため、補助対象であることを証明する資料(補助申請書類)として、本助成金の申請書類を先行して提出していただくことになります。 <u>なお、【フラット35】地域連携型の利用対象証明書の発行により、本助成金の交付を決定するものではありませんのでご注意ください。</u>

■お問い合わせ先■

仙台市都市整備局住宅政策課

住所：仙台市青葉区二日町12-34 二日町第五仮庁舎9階

TEL：022-214-8330（平日9:00～12:00/13:00～17:00）

■書類郵送先■

住所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1

都市整備局住宅政策課あて

仙台市 若年・子育て世帯住み替え支援

検索

<ホームページ>

<https://www.city.sendai.jp/jutakutaisaku/kosodate/shien.html>